

新	旧
<p><u>第3条 削除</u></p> <p><u>(電子情報処理組織を使用した届出等)</u></p> <p><u>第19条 条例第13条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出及び提出については、北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年北九州市規則第114号。以下「情報通信技術利用条例施行規則」という。）第4条の規定の例による。</u></p> <p><u>2 条例第13条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う通知及び交付については、情報通信技術利用条例施行規則第5条の規定の例による。</u></p> <p><u>3 条例第13条第3項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記録した書類により行う縦覧及び閲覧については、情報通信技術利用条例施行規則第6条の規定の例による。</u></p> <p><u>(電磁的記録による<u>閲覧</u>)</u></p> <p><u>第22条 条例第14条第1項の規定により規則で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（</u></p>	<p><u>(設立の認証の申請の公告)</u></p> <p><u>第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、北九州市公報に<u>登載して行うものとする。</u></u></p> <p><u>(電子情報処理組織を使用した申請等)</u></p> <p><u>第19条 条例第13条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、同項に規定する申請、届出若しくは提出を行わせるとき又は同条第2項に規定する通知若しくは交付若しくは同条第3項に規定する縦覧若しくは閲覧を行うときは、それぞれ北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年北九州市規則第114号）第3条から第5条までに規定する方法の例によるものとする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による<u>縦覧等</u>)</u></p> <p><u>第22条 条例第14条第1項の規定により規則で定める縦覧等は、法第28条第3項、<u>法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法第54条第4項（これ</u></u></p>

新	旧
<p>これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による<u>閲覧</u>とする。</p> <p>2 特定非営利活動法人が条例第14条第2項の規定により電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、当該事項をその事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書面を<u>閲覧</u>に供する方法により行うものとする。</p>	<p>らの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による<u>書面の縦覧</u>等とする。</p> <p>2 特定非営利活動法人が条例第14条第2項の規定により電磁的記録に記録されている事項の<u>縦覧及び閲覧</u>を行う場合は、当該事項をその事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書面を<u>縦覧等</u>に供する方法により行うものとする。</p>